

史跡陸軍板橋火薬製造所跡  
保存活用計画



令和2年3月



板橋区

表紙写真

上：弾道管

中：物理試験室

下：区立加賀公園

## はじめに



板橋火薬製造所は、明治9年(1876)、現在の板橋区加賀地域に所在した加賀藩下屋敷の跡地に設置された官営工場です。明治政府が初めて設置した近代的な火薬製造所であり、画期的な産業遺産、近代化遺産として評価されています。また第二次世界大戦後、火薬製造所はその役割を終え、その跡地に研究所や学校、工場などが入居することになり、現在につながる加賀地域を形づくりました。特に自然科学系の研究所による研究が、戦後日本の科学技術の発展に大きな貢献を果たした業績を鑑み、板橋区は、当地を「工都」板橋における工業のさきがけとして高く評価しています。

こうした近代的な火薬製造所と研究所が設置され、現存しているという歴史的に重要な価値が評価され、平成29年10月、加賀一丁目7および8番に残る火薬製造所の遺構や建造物が、国の史跡に指定されました。板橋区は平成29年度に策定した「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」に基づきながら、史跡の価値を未来に向けて保存し、活用するための指針となる「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画」を、このたび策定いたしました。

史跡公園整備予定地の周辺には、江戸時代以来の歴史をもつ旧中山道や旧川越街道が延び、今日もその旧道沿いには数多くの商店街が、区民生活の一部としてにぎわいをみせています。またこの地域には板橋宿、王子新道、圧磨機圧輪記念碑などの文化財が現存し、貴重な板橋の歴史が地域の中で大切に守られ続けており、歴史と文化が根付く街の情景は、史跡と地域を結ぶ歴史の重層性を表わしていると言えます。周辺地域に点在する商店街や文化財をはじめとした街の魅力を、史跡を核とした回遊性を構築することでつなぎ、発信することで地域の歴史・文化を継承し、産業振興・商店街振興・観光振興、ひいては地域全体の活性化の一助となると信じております。

本計画では国史跡に指定された当地を、「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」として整備する方針を掲げています。今後は本計画に基づいて、板橋の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたいくなる史跡公園となることをめざして、整備を進めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたって、関係者各位をはじめ、「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」の委員の皆様、文化庁、東京都教育庁からは多大なご支援と貴重なご指導、ご助言を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

令和2年3月

板橋区長

坂本 健

## 例 言

1. 本書は、史跡陸軍板橋火薬製造所跡における保存活用計画の策定計画書である。
2. 本事業は板橋区が事業主体となり、平成 30 年度に文化庁の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金を受けて実施した。
3. 事業実施にあたっては、「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導助言を受けて協議を重ね、板橋区が策定した。
4. 本計画で使用した遺構、建築物等の名称は、板橋区教育委員会事務局発行『旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所 近代化遺産群調査報告書』（2016 年）の名称を使用している。
5. 本計画の策定に係る事務は、板橋区教育委員会事務局生涯学習課が行った。
6. 本計画で使用した各種データ等は、板橋区教育委員会事務局に保管している。

# 目次

はじめに

例言

目次

## 第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革 ..... 3
2. 計画の目的 ..... 4
3. 委員会の設置・経緯 ..... 5
4. 計画の位置づけ ..... 10
5. 計画の実施 ..... 24

## 第2章 史跡指定地の概要と現況

1. 国史跡指定までの経緯 ..... 27
2. 国史跡指定の概要 ..... 29
3. 史跡指定地の概要 ..... 31
4. 史跡指定地の状況 ..... 147

## 第3章 本質的価値

1. 陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値 ..... 155
2. 構成要素の特定 ..... 162

## 第4章 保存活用に向けた課題

1. 保存管理の現状と課題 ..... 171
2. 活用の現状と課題 ..... 173
3. 整備の現状と課題 ..... 174
4. 運営・体制の現状と課題 ..... 175
5. 史跡指定地外の現状と課題 ..... 176

## 第5章 基本方針

1. 保存管理の基本方針 ..... 183
2. 活用の基本方針 ..... 183
3. 整備の基本方針 ..... 184
4. 運営・体制の基本方針 ..... 185

<b>第6章 保存管理</b>	
1. 保存管理の方向性	189
2. 保存管理の方法	190
3. 史跡指定地内の建造物に関する保存管理	193
4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準	194
5. 史跡指定地外の保存管理	201
<b>第7章 活用</b>	
1. 活用の方向性	207
2. 活用の方法	208
3. 地区区分ごとの活用方法	210
4. 史跡指定地外の活用方法	212
<b>第8章 整備</b>	
1. 史跡整備の方向性	217
2. 史跡公園整備の基本方針	217
3. 史跡整備の方法	218
4. 地区区分ごとの整備方法	221
5. 史跡指定地外における整備	222
<b>第9章 運営・体制</b>	
1. 運営・体制の方向性	227
2. 運営・体制の方法	227
<b>第10章 実施すべき施策案の策定</b>	
1. 実施すべき施策とその期間	231
2. グランドオープンまでのスケジュール	233
<b>第11章 経過観察</b>	
1. 方向性	237
2. 方法	237
<b>資料編</b>	巻末